全教しぶり
15年7月号
発行
全胆振教職員組合

人を変えれば、いつまでも派遣OK
「労働者派遣法」が成立

6 月 19 日に「労働者派遣法」の改悪法案が成立しました。

昭和 60 年に作られた派遣法ではわずかに 13 業務のみが派遣の対象とされていました。これが平成 11 年に「除外業務以外はすべて派遣の対象」となり、15 年には 26 業務の３年間限定が廃止」されました。

今回は、さらに全ての業務で、人さえ入れ代えれば派遣を受け入れ続けることができるようになりました。簡単に説明すると、これまで「イス（業務）」に対して規制がかかっていました。３年を超える場合は、派遣契約を解消し、企業が直接雇用しなければなりません。この仕組みは、不利益を被りやすい派遣を「臨時的・一時的」なものとして、正社員になりやすくするために、不十分ながらも役割を果たしていました。しかし“改正”案では、「人」に対してだけ規制がかけられることになります。「イスに座る人」さえ替えれば、労働組合などの意見を聞けば、（合意しなくても）企業は何年でも派遣を受け入れ続けることができるようになるわけです。 企業は永続的に派遣社員を使い続けることができるようになる一方、個々の派遣社員は「自動的に３年でクビ」というわけです。

こうなれば企業は、安くていつでもクビにできる派遣社員を増やし、正社員のイスは減っていくことになるでしょう。ただ、改正案には派遣でも安定的に働き続けられる方法が書かれています。「派遣元と派遣社員が期限の定めのない契約（無期契約）を結んだ場合」です。つまり、「一生涯派遣のままでかまわない」と言うんだったら、同じ職場の同じ仕事でずっと働き続けられますよ、ということです。でも、派遣会社が、わざわざ無期契約をするでしょうか? 派遣先企業が法律を変えてまでしたがらない無期契約を、です。代わりに他の派遣社員を派遣すればすむ話なのですから…。

安倍首相が「(日本を)世界で一番ビジネスがしやすい国」にすると答弁したように、日本経済は良くなるのでしょうか。短期的にはそうなるかもしれません。でも長期的には無理でしょう。

企業が……「３年で終わり」とわかっている労働者に、教育訓練をするでしょうか?

企業が労働者に配慮した安全な作業工程を整えるでしょうか? 労働者の職場の不満に答える努力をしてくれるでしょうか?

労働者だって……「３年で終わり」とわかっていて企業に愛社精神を持てますか? その企業の将来を本気で考えられますか? 業務に必要なスキルを本気で学びますか？

もし、あなたが首尾良く正社員となったとしても、まわりは派遣社員ばかり。正社員のあなたに課せられる責任は今よりもっと過重になるでしょう。何としても正社員になりたい、そういう思いを逆手に取って、「ウソの求人票」で条件をよく見せるような「ブラック企業」が今以上に増えるかもしれません。

そんな社会に、あなたの教え子達を送っていいのでしょうか。教職員こそ、先頭を切って反対の声を上げるべきだと思います。

政府の有事法制案は憲法違反です。

6月4日の衆院憲法審査会で、自民党などの推薦で参考人招致された憲法学者３人が、安全保障関連法案について、全員が「憲法違反」との意見を述べたことをきっかけに、国会でも世論においても有事法制案反対の動きが活発になりました。３人の意見を簡単にまとめます。

【長谷部氏（早大教授）】個別的自衛権のみ許されるという（９条の）論理で、なぜ集団的自衛権が許されるのか。従来の政府見解の枠内では説明がつかない。
【小林氏（慶大名誉教授】憲法９条２項で、海外で軍事活動する法的資格を与えられていない。露骨な「戦争参加法案」だ。
【笹田氏（早大教授）】（従来の政府による９条解釈は）「ガラス細工と言えなくもない、ぎりぎりで保ってきた。踏み越えてしまっており、違憲だ。

要するに、３人とも違憲や違憲のおそれがあると断じたのです。これを受けるように、6月3日に発表した「安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明」に 18 日時点では 231 人に達しています。政治学者、各地の弁護士連合会、学生や一般市民の中にも反対の声が高まり、多くの声明が発表されています。

これに対して、政府は昨年７月の閣議決定の根拠とした①砂川事件判決、②１９７２年政府見解を上げ、さらに安保環境の変化によって解釈を変更したと強弁しています。

①砂川事件判決とは、東京都砂川町（現立川市）の米軍基地拡張に反対した７人が基地に入り、刑事特別法違反に問われた時の最高裁判決です。安保条約については判断を避けていますが、「日本は憲法で戦力は保持できないから、米軍に守ってもらう安保条約を結んだ。米軍には日本政府の指揮権、管理権が及ばないので、米軍は戦力ではない。だから、日米安全保障条約は明らかに憲法９条に違反するとは言えない」と言う、わかるようでよくわからない判決です。ここでは、日本を守るための米軍、つまり個別的自衛権について判断している、というのが一般的な学説です。

次に②７２年見解ですが、「わが国が国際法上、集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場にたっている」と明記されています。つまり結論は、集団的自衛権は行使できないとしているのです。ところが、政府はこの前の部分【集団的自衛権を有している】のみを"つまみ食い"しているわけです。

22 日には、衆院特別委員会で、５人の参考人質疑が行われました。ここでも２人の憲法の番人と言われた元内閣法制局長官２人が、安保法案に反対しました。宮崎礼壱氏は「政府自身が（これまでの解釈）を覆すのは法的安定性を自ら破壊するものだ。法案は９条に違反し速やかに撤回すべきだ」と訴えています。 阪田雅裕元氏も「従来の政府見解を明らかに逸脱している」と批判しました。

安保法案の審議が始まって１ヶ月が過ぎました。政府は戦後最長の 95 日間の国会延長を決めました。最後は「60 日ルール」（法案の衆院通過後、60 日間たっても参院で採決に至らない場合、衆院で再び可決して成立させる）を使うことも想定していると言われています。参院でも過半数を占める政府与党が追い詰められている証拠です。20 ～ 21 日に実施された世論調査では、「憲法に違反していると思う」56.7 %、「違反しているとは思わない」は 29.2 %となっています。安保法案に「反対」は 58.7 %で、５月調査から 11.1 ポイントも上昇しています。一人一人が声を上げることで、安保法案の廃案は可能な所まできています。

安倍政権となってから、国民を痛めつける悪法が次々に成立しています。このまま黙っていると、日本はとんでもない国になります。